

「小さなサインが見えますか」

第3章

「いじめを発見したら」



第3章 いじめを発見したら

ポイント

いじめ等の問題行動等が発覚した際、早期対応が最も大切です。時間が経つほど、いじめの事実がつかみにくくなります。早い段階での適切な対応がいじめの問題の深刻化を防ぐこととなります。



☆児童生徒からいじめの相談を受けたとき、教師は？

まずは、どんなに些細なこともいじめられている側の立場に立って、共感的に話を聞くことを大切にします。また、以下のことに留意しながら、加害児童生徒と被害児童生徒の人間関係づくりを進めていきましょう。

- 児童生徒の悩みをじっくり聞くための時間を適切に確保する。
- 相談の中で出てきた他の児童生徒を一方的に加害者と決めつけたり、憶測だけで対応したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- 一人で抱え込むことなく、同じ学年の担任や上司に相談したり、いじめ対策委員会で話し合ったりするなど、いじめの問題の情報を教職員で共有しながら、全校体制で取り組む。



☆いじめがあった(疑われる)場合の対応は？

「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を全教職員が持ちながら、以下のことに留意しながら指導する。

事実の把握

- いじめの状況を正確に把握する。(被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒、周りの児童生徒への聞き取り)

対応の検討

- いじめ対策委員会を開催し、スクールカウンセラーを活用しながら、加害児童生徒への指導、被害児童生徒への心のケアの方法等について、教職員間で共通認識し、指導にあたる。

家庭との連携

- いじめにかかわった児童生徒の保護者に対しては、学校でのいじめの現状を正確に伝え、家庭における子供への温かい支援について理解してもらおう。

対応後の見取り

- いじめられた児童生徒の心のケアには特に配慮が必要である。養護教諭、保健主事、スクールカウンセラー、保護者等との連携のもとに指導後の児童生徒の様子を見取っていく。

※いじめの問題を学級、学年、学校全体のことと捉え、学級会、学年・全校集会を開催し、みんなで考える取組をすることによって、新たないじめを生まない未然防止の取組につながります。



☆わが子がいじめられたと分かったとき、保護者は？

まずは

- 「毎日つらかったでしょうね」と、子供の話に耳を傾けて、きちんと心を受け止める。
- 「どうして早く言わなかったの」と、頭ごなしに叱り、子供の言葉をさえぎらない。
- 何よりも「あなたのことを心配している」という親の気持ちをしっかりと伝え、安心させる。

相談へ

- 子供から聞き取った話の内容を時間順に整理し、具体的な事実をもとに担任の先生(部活動でのいじめの場合は担当の先生)に相談する。
※担任や部活動の担当の先生に直接伝えることが難しい場合は、養護教諭、学年主任、教頭など、別の先生に相談する。学校に配置されているスクールカウンセラーなど第三者的な相談員に助言を仰ぐのもよい。

連携して

- 対応の仕方について、学校と共通理解を図る。対応後の子供の様子を観察し、学校と情報を共有する。



☆「ネット上のいじめ」への対応は？

「ネット上のいじめ」は、①加害児童生徒が多数の場合がある、②いじめ被害が拡大する恐れがある、③加害者が特定できない場合もあることを念頭に置き、対応していくことが必要です。

被害児童生徒への対応

- 被害児童生徒の心のケアに十分に配慮し、いじめられた子供を守り通すという姿勢で、被害児童生徒の立場に寄り添った支援を行う。

学校の対応

- 「ネット上のいじめ」の事実を日時等、正確に把握する。ブログ、掲示板等への誹謗・中傷については、関係する書き込み文書を印刷し、確実に保存しておく。被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べる。
- 特定の児童生徒、学級の問題としてとらえず、学校全体の問題として考え対応していく。
- 「ネット上のいじめ」の事実と対応について、常に保護者と確認をしながら対応を進める。
- 加害者が特定できない場合は、プロバイダー等への削除依頼を行い、被害拡大を防ぐ。
- 削除依頼をしても、削除されない場合は、警察署、法務局に相談をする。

加害児童生徒が判明した場合

- 「ネット上のいじめは許されない」という毅然とした態度で、指導を行う。
- 加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、指導とともに心のケアについて十分、配慮する。